

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第28条の4の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和3年1月15日

京都市長 門川 大作

## 1 入札に付する事項

### (1) 調達等件名及び数量

ア (単価契約) きょうと市民しんぶん印刷

(ア) 全市版 予定数量 783,804組

(イ) 区版 予定数量 786,900組

イ (単価契約) 市会だより印刷 予定数量 459,025組

2件一括

ただし、イの配送についてはア(イ)の配送に含めることとする。

### (2) 調達物品等の特質等

入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)のとおりに

### (3) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### (4) 納入場所

仕様書のとおりに

## 2 入札参加資格に関する事項

以下に掲げる入札参加資格の種類に応じ、その全てを満たす者

### (1) 入札の前に確認する資格(以下「事前確認資格」という。)

ア 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日(以下「申請日」という。)の前日において京都市契約事務規則(以下「規則」という。)第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿(物品)に登載されている者(以下「登録業者」という。)又は登録業者以外の者で申請日の前日までに令和2年11月10日付け京都市告示第404号(以下「告示」という。)に定める物品の資格の申請を行っている者。

イ 申請日から事前確認資格の確認の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止（以下「参加停止」という。）を受けていないこと。

ウ 平成22年度から令和元年度までの間に、一部当たり12ページ以上で1回の発行部数が30万部以上のタブロイド判又はブランケット判サイズの印刷物を作成した実績があること。

エ 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

(2) 開札の後に確認する資格（以下「事後確認資格」という。）

ア 登録業者以外の者で、申請日の前日までに告示に定める資格の申請を行っている者にあつては、開札の時までに告示に定める資格を有する者であると認められていること。

イ 事前確認資格の確認の日から事後確認資格の確認の日までの間において、参加停止を受けていないこと。

3 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法並びに同説明書等に対する質問期限及び回答期限

(1) 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

公告の日から令和3年1月29日（金）午後5時まで、次の場所において無償で交付する。ただし、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。

なお、交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階

京都市行財政局財政部契約課

電話 075-222-3315

(2) 入札説明書等に対する質問期限及び回答期限

ア 入札説明書等に対して質問しようとする者は、市長に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合は、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面を、令和3年1月29日（金）午後5時までに、持参により京都市行財政局財政部契約課まで、提出しなければならない。

なお、書面の受付時間は、休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。質問期限締切後、入札説明書等に対する質問は、一切受け付けない。

イ 市長は、アにより質問を受けたときは、令和3年2月12日（金）までに、質問に対する回答書を、京都市行財政局財政部契約課において閲覧できるようにする。

#### 4 競争入札参加資格確認の手続

##### (1) 提出書類

入札に参加しようとする者は次に掲げる条件に係る証明書等を提出し、審査を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

2(1)ウに掲げる条件に係る証明書類

##### (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出方法

入札に参加しようとする者は、下記ウの場所に下記アの期間内に、4(1)に掲げる書類を持参し提出すること。

なお、郵送する場合は書留郵便とし、下記ウの場所に下記アの期間内に必着させること。

ア 提出期間

公告の日から令和3年1月29日（金）午後5時まで（ただし、休日を除く。）

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出場所

3(1)の場所

(3) 事前確認資格の通知

一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類の受領後、事前確認資格の確認を行い、その結果は令和3年2月12日（金）までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、当該資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 事前確認資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 事前確認資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、事前確認資格がないと認められた理由の説明を求めることができる。

書面は令和3年2月16日（火）午後5時までに、3(1)の場所へ持参により提出しなければならない。

なお、書面の受付時間は、休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、令和3年2月18日（木）までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(5) 事後確認資格の確認

ア 開札後、事後確認資格の確認を行う。確認を行った結果、事後確認資格がないと認められたときは、その者の行った入札は無効とする。

なお、事後確認資格の確認の結果については、通知を行わない。

イ 事後確認資格がないと認められた者は、落札決定日の翌日から5日（日数の計算に当たっては、休日を除く。）以内に請求があった場合に限り、事後確認資格がないと認められた理由を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

(6) 競争入札参加資格確認の取消し

市長は、競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、4(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものと

する。

ア 落札決定の日時までには、規則第2条に基づき告示し、又は要綱第14条の規定により定めた2の入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 落札決定の日時までには、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他市長が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

## 5 入札執行の日時及び場所

令和3年2月25日（木） 午前11時

京都市行財政局財政部契約課入札室

なお、入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、令和3年2月24日（水）午後5時までに3(1)の場所に必着させること。

また、事前確認資格があると本市が認めた者が入札を辞退する場合、「辞退届」を令和3年2月24日（水）午後5時までに3(1)の場所に持参又は書留郵便により必着させること。辞退の届出が無い場合は無断欠席とみなし、入札参加資格停止等の措置を行う。

## 6 入札方法

(1) 落札決定は、1(1)ア及び1(1)イの2件の入札金額の合計額の比較によって行う。

(2) 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、1(1)ア及び1(1)イの対象印刷物それぞれの契約希望単価の110分の100に相当する金額（1円未満の端数は小数点以下第二位までとすること。）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額を合計した金額を記載すること。

(3) 入札の前に入札参加者の数又は商号（法人にあっては名称）及び予定価格の公表は行わない。

## 7 契約方法

- (1) 契約は、単価契約とし、1(1)ア及び1(1)イのそれぞれについて行う。
- (2) 契約単価は、1(1)ア及び1(1)イのそれぞれについて、対象印刷物ごとに定める。
- (3) 1(1)ア及び1(1)イの契約単価の算定に当たっては、落札者の入札書に記載された金額を予定価格における1(1)ア及び1(1)イの比率で按分し、それぞれの対象印刷物の各予定数量で割り戻して得た各単価（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。ただし、端数を切り捨てた結果が、0.00円になる場合は無効とする。）に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）とする。  
なお、契約単価の算定についての詳細は、必ず入札説明書を確認すること。

消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

- (4) 落札者が契約を締結しない場合

落札者が契約を締結しないときは、契約辞退に該当するため、3箇月の競争入札参加停止を行い、さらに当該入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

## 8 禁止事項

- (1) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。
- (2) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。
- (3) 前2号の規定は、契約者が、非落札者以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又

は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得た場合は適用しない。

## 9 落札決定日及び落札者の決定方法

落札決定日は、令和3年2月25日（木）とする。予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 10 入札の無効

(1) 京都市契約事務規則第6条の2各号（第3号及び第13号を除く。）に定めるもののほか、一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

(2) この入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、規則第6条の2第14号に基づきそれぞれ無効とするとともに、競争入札参加停止を行う。

また、この入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、この入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結せず、それぞれについて競争入札参加停止を行う。

(3) 7(3)により、契約単価を算定する過程において0.00円となった場合、その者が行った入札は、無効とする。

## 11 予算不成立の場合の無効

契約日は令和3年4月1日とする。ただし、本件調達に係る予算が成立しないときは、本件調達に係る公告は無効とし契約は締結しない。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を本市に請求することはできない。

## 12 その他

(1) この調達は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けるものである。

- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要  
契約書は、京都市標準契約書を使用する。
- (5) 2(2)アに該当する者が落札者となったときは、契約の締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条に規定する誓約書を提出すること。  
なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。
- (6) 詳細は、入札説明書による。
- (7) 本公告に関する問合せ先 3(1)の交付場所に同じ

### 13 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
  - ① Print of Simin-Sinbun
    - (a) City version 783,804 sets
    - (b) Ward version 786,900 sets
  - ② Print of Sikai-Dayori 459,025 sets
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00p.m. 29 January, 2021
- (3) Time-limit of tenders:11:00a.m. 25 February, 2021
- (4) Contact point for the notice: Contract Section, Finance Division  
Administrative and Budgetary Bureau, City of Kyoto  
Teramachi-Oike, Nakagyo-ku, Kyoto 604-8571, Japan  
Phone 075-222-3315
- (5) Inquiries will only be accepted in Japanese  
(行財政局財政部契約課)



# 入札説明書

((単価契約) きょうと市民しんぶん印刷他 2件一括)

一般競争入札の実施（令和3年1月15日公告）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

### (1) 調達等件名及び数量

ア （単価契約）きょうと市民しんぶん印刷

(ア) 全市版 予定数量 783, 804組

(イ) 区版 予定数量 786, 900組

イ （単価契約）市会だより印刷 予定数量 459, 025組

2件一括

ただし、イの配送についてはア(イ)の配送に含めることとする。

### (2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり

### (3) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### (4) 納入場所

仕様書のとおり

## 2 入札参加資格に関する事項

以下に掲げる入札参加資格の種類に応じ、その全てを満たす者

### (1) 入札の前に確認する資格（以下「事前確認資格」という。）

ア 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）

の前日において京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿（物品）に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で申請日の前日までに令和2年11月10日付け京都市告示第404号（以下「告示」という。）に定める物品の資格の申請を行っている者。

イ 申請日から事前確認資格の確認の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止（以下「参加停止」という。）を受けていないこと。

ウ 平成22年度から令和元年度までの間に、一部当たり12ページ以上で1回の発

行部数が30万部以上のタブロイド判又はブランケット判サイズの印刷物を作成した実績があること。

エ 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

(2) 開札の後に確認する資格（以下「事後確認資格」という。）

ア 登録業者以外の者で、申請日の前日までに告示に定める資格の申請を行っている者にあつては、開札の時までに告示に定める資格を有する者であると認められていること。

イ 事前確認資格の確認の日から事後確認資格の確認の日までの間において、参加停止を受けていないこと。

### 3 入札説明書等に対する質問期限及び回答期限

(1) 入札説明書等に対して質問しようとする者は、市長に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名、届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合は、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面を令和3年1月29日（金）午後5時までに、持参により次の場所に提出しなければならない。

なお、書面の受付時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。質問期限締切後、入札説明書等に対する質問は、一切受け付けない。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階

京都市行財政局財政部契約課

電話 075-222-3315

(2) 市長は、上記(1)による質問を受けたときは、令和3年2月12日（金）までに、質問に対する回答書を、京都市行財政局財政部契約課において閲覧できるようにする。

### 4 競争入札参加資格確認の手続

(1) 提出書類

入札に参加しようとする者は次に掲げる条件に係る証明書等を提出し、審査を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

2(1)ウに掲げる条件に係る証明書類

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の交付場所及び問合せ先

3(1)の場所

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は、下記ウの場所に下記アの期間内に4(1)に掲げる書類を持参し提出すること。

なお、郵送する場合は書留郵便とし、下記アの期間内に必着させること。

ア 提出期間

公告の日から令和3年1月29日（金）午後5時まで（ただし、休日を除く）

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出場所

3(1)の場所

(4) 事前確認資格の通知

一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類の受領後、事前確認資格の確認を行い、その結果は令和3年2月12日（金）までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。事前確認資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

なお、事前確認資格があると認めた者（以下「入札者」という。）には、補足資料の提出を求める場合がある。

(5) 事前確認資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 事前確認資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、事前確認資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

書面は令和3年2月16日（火）午後5時までに、3(1)の場所へ持参により提出

しなければならない。

なお、書面の受付時間は、休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までのを除く。）とする。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、令和3年2月18日（木）までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### (6) 事後確認資格の確認

ア 開札後、事後確認資格の確認を行う。確認を行った結果、事後確認資格がないと認められたときは、その者の行った入札は無効とする。

なお、事後確認資格の確認の結果については、通知を行わない。

イ 事後確認資格がないと認められた者は、落札決定日の翌日から5日（日数の計算に当たっては、休日を除く。）以内に請求があった場合に限り、事後確認資格がないと認めた理由を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

#### (7) 競争入札参加資格確認の取消し

市長は、競争入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、上記(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

ア 落札決定の日時までに、規則第2条の規定に基づき告示し、又は要綱第14条の規定により定めた2の入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 落札決定の日時までに、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他市長が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

### 5 入札書の交付

入札者には、4(4)の通知に際し、入札書を同封して送付する。

### 6 競争入札執行の日時及び場所

令和3年2月25日（木） 午前11時

## 京都市行財政局財政部契約課入札室

なお、入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、令和3年2月24日(水)午後5時までに3(1)の場所に必着させること。

また、事前確認資格があると本市が認めた者が入札を辞退する場合、「辞退届」を令和3年2月24日(水)午後5時までに3(1)の場所に持参又は書留郵便により必着させること。辞退の届出が無い場合は無断欠席とみなし、入札参加資格停止等の措置を行う。

## 7 入札及び開札方法

- (1) 入札者は、原則として入札執行日時に入札執行場所に出席して入札を行わなければならない。

入札書は、5により送付した入札書を使用し、持参する場合は、封筒に入れ、表面に「2月25日開札(単価契約)きょうと市民しんぶん印刷他 2件一括の入札書」と記載し、裏面に入札者の住所、商号及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名、受任者がある場合は、受任者に係る事務所の所在地及び氏名)を記載したうえ、封印をすること。

入札書を郵送する場合は二重封筒とし、入札書を入れて封印した内封筒には、前述の入札書を持参する場合と同様に、封筒の表面及び裏面に必要事項を記載し、外封筒には「2月25日開札(単価契約)きょうと市民しんぶん印刷他 2件一括の入札書 在中」と記載したうえ、封印をすること。

- (2) 入札書の各欄には、漏れなく必要事項を記入すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 代表者又は受任者以外の者(以下「代理人」という。)が入札する場合には、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者(受任者がある場合は受任者)の記名押印がある入札書で入札する場合は、本状の提出は必要としない。
- (5) 落札決定は、1(1)ア及び1(1)イの2件の入札金額の合計額の比較によって行う。
- (6) 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、1(1)ア及び1(1)イの対象印刷物それぞれの契約希望単価の110分の100に相当する金額(1円未満の端数は小数点以下第二位までとすること。)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額を合計した金額

を記載すること。

- (7) 開札は、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせることとする。
- (8) 入札者又はその代理人は、1業者につき2名まで入札室へ入室することができる。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ、入札参加資格を証明する書類（一般競争入札参加資格確認通知書の写し）及び身分証明書又は上記(4)に掲げる委任状を提示しなければならない。
- (10) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札室に立ち入ることができない。
- (11) 入札者又はその代理人は、入札執行職員が特にやむを得ないと認めた場合のほか、入札室を退出することができない。
- (12) 再度の入札は、原則として1回を限度として行う。再度の入札が行われる場合に備え、予備の入札書も用意しておくこと。なお、入札者又はその代理人が立ち会うことができない場合は、再度の入札を辞退したものとみなす。

## 8 契約方法

- (1) 契約は、単価契約とし、1(1)ア及び1(1)イのそれぞれについて行う。
- (2) 契約単価は、1(1)ア及び1(1)イのそれぞれについて、対象印刷物ごとに定める。
- (3) 1(1)ア及び1(1)イの契約単価の算定に当たっては、落札者の入札書に記載された金額（以下「総価」という。）のうち87.23%を1(1)アに、12.76%を1(1)イに按分する。この場合において、按分した額がそれぞれの予定価格の制限の範囲を超えるときは、この比率を変更することがある。
- (4) 1(1)アの対象印刷物のそれぞれの契約単価は、総価の87.23%に相当する額を次の表の第1欄に掲げる印刷物ごとに、それぞれ同表の第2欄の割合で分割し、さらにそれぞれ同表の第3欄の予定数量で割戻して得られた金額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額、ただし、端数を切り捨てた結果が、0.00円になる場合は無効とする）に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）とする。

第1欄	第2欄	第3欄
「きょうと市民しんぶん」全市版	74.92%	783,804組
「きょうと市民しんぶん」区版	25.07%	786,900組

- (5) 1(1)イの対象印刷物のそれぞれの契約単価は、総価の12.76%に相当する額を次の表の第2欄に掲げる予定数量で割戻して得られた金額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額、ただし、端数を切り捨てた結果が、0.00円になる場合は無効とする）に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）とする。

第1欄	第2欄
「市会だより」	459,025組

- (6) 消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

## 9 禁止事項

- (1) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。
- (2) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。
- (3) 前2号の規定は、契約者が、非落札者以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得た場合は適用しない。



## 10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、くじ引きにより決定する。
- (3) 上記(2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定する。
- (4) 落札者が契約を締結しない場合  
落札者が契約を締結しないときは、契約辞退に該当するため、3箇月の競争入札参加停止を行い、さらに当該入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

## 11 入札保証金及び契約保証金 免除

## 12 入札の無効

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者又はその代理人が、2通以上の入札をしたとき。
- (3) 入札書に入札者の住所（法人にあっては、事務所の所在地）、商号又は名称及び氏名の記載がないとき。
- (4) 入札書の押印が、朱肉による、使用印鑑届の印鑑（7(4)により代理人が入札する場合は、提出のあった委任状に押印された代理人の印鑑）によるものでないとき。
- (5) 入札書の金額の記載に訂正があるとき又はもれているとき。
- (6) 上記(3)、(4)及び(5)のほか、入札書に記入すべき事項が記載されていないとき。
- (7) 入札書に記載された金額から、契約単価を8(3)から(5)の方法により算定する過程において、算定した単価が0.00円となったとき。
- (8) 入札者が協定して入札をしたとき、その他入札に際し不正の行為があったとき。
- (9) 虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が入札を行ったとき。
- (10) この入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、規則第6条の2第14号に基

づきそれぞれ無効とするとともに、競争入札参加停止を行う。

また、この入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、この入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結せず、それぞれについて競争入札参加停止を行う。

(11) その他、入札に関する条件に違反したとき。

### 13 契約書の作成

契約書は1(1)ア及び1(1)イについてそれぞれ2通作成し、本市及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

### 14 入札及び契約に関する問合せ先

3(1)に同じ。

### 15 予算不成立の場合の無効

契約日は令和3年4月1日とする。ただし、本件調達に係る予算が成立しないときは、本件調達に係る公告は無効とし契約は締結しない。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を本市に請求することはできない。

### 16 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 2(2)アに該当する者が落札者となったときは、契約の締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条に規定する誓約書を提出すること。なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。
- (3) 提出された資料は、返却しない。

# 単価契約仕様書

総合企画局市長公室広報担当

(担当 大谷/北河 電話 222-3094)

件名	市民しんぶん印刷
形状・寸法	タブロイド判，4色刷 (全市版) 16ページ (区版) 4ページ
予定数量	(全市版) 783, 804組 (1組10部) (区版<11区計>) 786, 900組 (1組10部) 内訳は別紙のとおり
契約期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
契約条件	別紙のとおり

# きょうと市民しんぶん全市版・区版 印刷仕様書

## 1 期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 2 発行日，発行回数

### (1) 全市版

毎月1日，計12回発行

(令和3年5月1日号～令和4年4月1日号)

### (2) 区版

毎月15日，計12回発行

(令和3年4月15日号～令和4年3月15日号)

## 3 印刷方法

オフセット輪転印刷

## 4 形式

### (1) 全市版

タブロイド判，4色刷，16ページ

### (2) 区版

タブロイド判，4色刷，4ページ

※11行政区別11版

## 5 原稿

京都市が別途指定する版下委託業者作成の版下データと色付原稿を提供。

※ 版下データの形式及び受け取り方法については，版下委託業者と協議のうえ，対応すること。

### 【令和2年度の版下データ】

#### (1) 全市版

Adobe InDesign (CC2017) ， Adobe Illustrator (CC2017・CC2019) ，  
Adobe Photoshop (CC2017・CC2020) で組成

#### (2) 区版

Adobe InDesign (CS5.5) ， Adobe InDesign (CC2017) ，  
Adobe Illustrator (CS5.5) ， Adobe Illustrator (CC2017) ，  
Adobe Photoshop (CS5.5) ， Adobe Photoshop (CC2017) で組成

## 6 写真線数

133線

## 7 使用インク

植物油インク（印刷インキ工業連合会が定める植物油インキの基準を満たすもの）又は植物油を含むエコマーク認定インク

## 8 紙質

中質紙D45.5Kg

（白色度60%以上。古紙パルプを配合していること）

※ 紙質を明記した製紙会社の紙質証明と受託業者がその用紙を使用している旨明記した書類を提出すること。

## 9 制作日程

### (1) 印刷及び納品期間

ア 全市版

版下委託業者による出稿から最終納品日までの7日間程度を期間とし、事前に京都市と契約者が協議のうえ決定する。

イ 区版

版下委託業者による初回の出稿から最終納品日までの12日間程度を期間とし、事前に京都市と契約者が協議のうえ決定する。

※版下委託業者は、11区分を3日間で3グループに分けて出稿する。

### (2) 最終納品日

おおむね発行日の7～12日前（土・日曜日、祝日を含む）で、京都市が事前に指定する。

### (3) 納品先（別紙「きょうと市民しんぶん全市版納品先一覧」及び「きょうと市民しんぶん区版納品先一覧」参照）及び日時

ア 「総合企画局市長公室広報担当」

最終納品日前日の午後3時までに（土・日曜日、祝日の場合は事前に京都市と契約者が協議）

イ 「京都市指定の配送業者1（B）」、「京都市指定の配送業者2」

最終納品日前日の午後5時までに（土・日曜日、祝日の場合は事前に京都市と契約者が協議）

ウ 「京都市指定の配送業者1（A）」

最終納品日の午前8時までに

エ その他

最終納品日の午前9時から午後3時までに

### (4) 備考

選挙等の関係で大幅な変更を行う場合があるが、その場合は京都市の指示に従うこと。

## 10 制作部数（予定）

### (1) 全市版

783, 804組（1組10部）

### (2) 区版

〈総数〉786, 900組（1組10部）

〈内訳〉北 区版	619, 920部	上京区版	447, 840部
左京区版	1, 016, 040部	中京区版	633, 480部
東山区版	250, 800部	山科区版	671, 160部
下京区版	499, 080部	南 区版	559, 620部
右京区版	1, 016, 820部	西京区版	741, 960部
伏見区版	1, 412, 280部		

## 11 遵守条件

- (1) 契約者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。但し、あらかじめ京都市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 京都市が指定する日時に市役所までサンプルを持参又は郵送し、京都市又は版下委託業者の指示に従って色校正を最低1回行い、修正後は京都市に確認をとること。
- (3) 色校正を簡易校正で行う場合は、用紙に表面加工を施すなど、本紙校正（実際に印刷に使用する紙による校正）と同程度の色再現が可能な方法で行うこと。
- (4) 色校正時に京都市が写真の追加・変更、文字変更等を行う際は、版下委託業者と連携して速やかに対応すること。
- (5) 納品は、宛先と部数を明記したうえで30組（1組10部）ずつ中身が分かるようビニール等で梱包し、別紙「きょうと市民しんぶん全市版納品先一覧」のとおり速やかに行うこと。端数は別に梱包すること（納品先ごとの納品部数は変動する場合がある）。但し、1組ごとの仕分けは不要。
- (6) 刷り始めから終わりまで、すべての紙面に汚れ、印刷ムラや版ずれが無く、鮮明に印刷をすること。
- (7) 折り、切り口（耳）は、ずれがないようにきれいにそろえること。
- (8) 印刷の汚れ、折りの不良、裁断不良、配布もれ、部数不足、梱包や納品に伴う破損等の場合には、契約者の責任で、京都市の指示に従い速やかに正常な制作物を届け、配布が完了した旨を京都市に連絡すること。
- (9) 契約者による印刷や納品に係るミス等は、契約者において一切、その責任を負う。
- (10) 京都市に責任がある場合を除いて、納品日の遅延等この仕様に反する場合は、経費の一切を負担する等、京都市が被る損害のすべてを京都市の指示により、契約者の責任において処理すること。
- (11) 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増

減する場合がある。大幅な増減についても、本市は何ら補償しない。

- (12) 本件については、本件に係る予算の成立を条件とする。
- (13) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、京都市と協議し、その決定に従うこと。

## 12 支払方法

「きょうと市民しんぶん」の支払いは、納品完了後、契約者の請求に基づき、各月ごとに、契約者からの適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。なお、令和3年4月15日号と5月1日号、5月15日号と6月1日号、6月15日号と7月1日号、7月15日号と8月1日号、8月15日号と9月1日号、9月15日号と10月1日号、10月15日号と11月1日号、11月15日号と12月1日号、12月15日号と令和4年1月1日号、1月15日号と2月1日号、2月15日号と3月1日号、3月15日号と4月1日号をそれぞれひと月とする。

## 13 その他

- (1) 「きょうと市民しんぶん」の印刷は、全市版及び区版の2つの単価を設定する。なお、全市版は1組（1部16ページを10部で1組とする）当たり、区版は1組（1部4ページを10部で1組とする）当たりの単価とする。
- (2) 区版には、市民しんぶんに挟みこむ形で京都市が印刷を依頼する印刷物（「市会だより」等）が不定期で発生する（タブロイド判で1件4ページ。1月に最大3件。平成30年度の年間件数は24件、令和元年度の年間件数は25件、令和2年度の年間契約は27件<予定>）。これらについては市民しんぶんとは別契約として、それぞれ京都市の発行担当部署と詳細を協議し契約すること。

以上

## きょうと市民しんぶん全市版納品先一覧

令和3年5月1日号～令和4年4月1日号の12回

納品先	予定部数	
	各月	計
総合企画局市長公室広報担当	2,300	27,600
京都市指定の配送業者1 (A)	220,200	2,642,400
京都市指定の配送業者1 (B)	410,500	4,926,000
京都市指定の配送業者2	6,560	78,720
京都市指定の配送業者3	4,900	58,800
北区役所	1,010	12,120
上京区役所	200	2,400
左京区役所	300	3,600
左京区役所静市出張所	630	7,560
左京区役所花背出張所	240	2,880
左京区役所久多出張所	70	840
中京区役所	650	7,800
東山区役所	300	3,600
山科区役所	380	4,560
下京区役所	250	3,000
南区役所	375	4,500
右京区役所	1,065	12,780
右京区役所高雄出張所	1,010	12,120
右京区役所京北出張所	50	600
西京区役所	450	5,400
西京区役所洛西支所	360	4,320
伏見区役所	720	8,640
伏見区役所深草支所	200	2,400
伏見区役所醍醐支所	400	4,800
消費生活総合センター	50	600
<b>合 計</b>	<b>653,170</b>	<b>7,838,040</b>

※区役所・支所へは総務・防災担当，まちづくり推進担当に分けて納品



## きょうと市民しんぶん区版納品先一覧

※令和3年4月15日号～令和4年3月15日号の12回

納品先等	予定部数	
	各月	計
総合企画局市長公室広報担当	3,300	39,600
京都市指定の配送業者1(A)	220,200	2,642,400
京都市指定の配送業者1(B)	410,500	4,926,000
京都市指定の配送業者2	5,140	61,680
京都市指定の配送業者3	4,900	58,800
北区役所	1,140	13,680
上京区役所	400	4,800
左京区役所	710	8,520
左京区役所静市出張所	630	7,560
左京区役所花背出張所	240	2,880
左京区役所久多出張所	70	840
中京区役所	900	10,800
東山区役所	500	6,000
山科区役所	530	6,360
下京区役所	700	8,400
南区役所	425	5,100
右京区役所	1,725	20,700
右京区役所高雄出張所	1,010	12,120
右京区役所京北出張所	50	600
西京区役所	650	7,800
西京区役所洛西支所	330	3,960
伏見区役所	1,000	12,000
伏見区役所深草支所	300	3,600
伏見区役所醍醐支所	400	4,800
合 計	655,750	7,869,000

※区役所・支所へは総務・防災担当，まちづくり推進担当に分けて納品

# 単価契約仕様書

市会事務局調査課

(担当 吉岡, 板東 電話 075-222-3697)

件名	市会だより印刷
形状・寸法	タブロイド判, 4色刷, 4ページ (年間7号発行: 4月15日号, 5月15日号, 7月15日号, 9月15日号, 11月15日号, 12月15日号, 2月15日号)
予定数量	459,025組 (1組10部) (内訳は別紙のとおり)
契約期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
契約条件	別紙のとおり

## 市会だより印刷仕様書

### 1 期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 2 発行回数

7回発行（4月15日号，5月15日号，7月15日号，9月15日号，11月15日号，12月15日号及び2月15日号を予定。ただし，発行日に変更が生じる場合は，あらかじめその旨を京都市から連絡する）

### 3 印刷方法

オフセット輪転印刷

### 4 形式

タブロイド判，4色刷，4ページ

### 5 原稿

別途指定する委託業者が作成する版下データと色付原稿を提供する。

※ 版下データの形式及び受取方法については，版下委託業者と協議のうえ，対応すること。

※ 令和2年度の版下データは Adobe InDesign (CC2017)，Adobe Illustrator (CC2017)，Adobe Photoshop (CC2017)，(CS6) 及び (CC2021) で組成。

### 6 写真線数

133線とすること

### 7 使用インク

植物油インク（印刷インキ工業連合会が定める植物油インキの基準を満たすもの）又は植物油を含むエコマーク認定インク

### 8 紙質

中質紙D45.5kg（白色度60%以上。古紙パルプを配合していること）

紙質を明記した製紙会社の紙質証明と受託者がその用紙を使用している旨明記した書類を提出すること。

## 9 制作日程

### (1) 印刷及び納品期間

版下委託業者による初回の出稿から最終納品日までの12日間程度を期間とし、事前に京都市と受託者が協議のうえ決定する。

### (2) 最終納品日

おおむね発行日の7～12日前(土・日曜日、祝日を含む)で、京都市が事前に指定する。

### (3) 納品先(別紙「市会だより納品先一覧」参照)及び日時

#### ①「総合企画局市長公室広報担当」

最終納品日前日の午後3時までに(土・日曜日、祝日の場合は事前に京都市と受託者が協議)

#### ②「京都市指定の配送業者1(B)」,「京都市指定の配送業者2」

最終納品日前日の午後5時までに(土・日曜日、祝日の場合は事前に京都市と受託者が協議)

#### ③「京都市指定の配送業者1(A)」

最終納品日の午前8時までに

#### ④その他

最終納品日の午前9時から午後3時までに

### (4) 備考

選挙等の関係で大幅な変更を行う場合があるが、その場合は京都市の指示に従うこと

## 10 発行部数

(予定総数) 459,025組(1組10部)

(内訳) 4月15日号, 5月15日号, 7月15日号, 9月15日号,

11月15日号, 12月15日号, 2月15日号

(各号65,575組×7回発行)

## 11 遵守条件

(1) 市会だよりは、市民しんぶん区版とセットで印刷し、発行するため、京都市の指示に従うこと。

(2) 受託者は、業務の全部または一部を第三者に委任、または請け負わせてはならない。但し、あらかじめ京都市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 京都市が指定する日時に市会事務局までサンプルを持参又は郵送し、京都市又は版下委託業者の指示に従って色校正を最低1回行い、修正後は京都市に確

認をとること。

- (4) 色校正を簡易校正で行う場合は、用紙に表面加工を施すなど、本紙校正（実際に印刷に使用する紙による校正）と同程度の色再現が可能な方法で行うこと。
- (5) 色校正時に写真の追加・変更，文字変更等を行う際は，版下委託業者と連携して速やかに対応すること。
- (6) 納品は，宛先と部数を明記したうえで30組（1組10部）ずつ中身が分かるようビニール等で梱包し，別紙「市会だより納品先一覧」のとおり速やかに行うこと。端数は別に梱包すること（納品先ごとの納品部数は変動する場合があります）。但し，1組ごとの仕分けは不要。  
なお，納品に当たっては，市民しんぶん区版とセットで印刷された状態で納品することとし，詳細については京都市の指示に従うこと。
- (7) 刷り始めから終わりまで，すべての紙面に汚れ，印刷ムラや版ずれが無く，鮮明に印刷すること。
- (8) 折り，切り口（耳）は，ずれがないようにきれいに揃えること。
- (9) 印刷の汚れ，折りの不良，裁断不良，配布もれ，部数不足，梱包や納品に伴う破損等の場合には，受託者の責任で，京都市の指示に従い速やかに正常な制作物を届け，配布が完了した旨を京都市に連絡すること。
- (10) 受託者による印刷や納品に係るミス等は，受託者において一切，その責任を負う。
- (11) 京都市に責任がある場合を除いて，納品日の遅延等この仕様に反する場合は，経費の一切を負担する等，京都市が被る損害の全てを京都市の指示により，受託者の責任において処理すること。
- (12) 予定数量は，過去の実績又は予測によるものであり，本市の都合により増減する場合がある。大幅な増減についても，本市は何ら補償しない。
- (13) 本件については，本件に係る予算の成立を条件とする。
- (14) その他，細部については，京都市の指示を受けること。

## 12 支払方法

「市会だより」の支払いは，納品完了後，受託者の請求に基づき各号ごとに，受託者からの適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

## 13 その他

- (1) 契約は，①市政広報紙「市民しんぶん」印刷及び配送②市会広報紙「市会だより」印刷についての2つを踏まえて決定するが，それぞれ別に単価契約を締結する。
- (2) 市会だよりの契約単価は，1組（1組は10部）当たりの単価とする。

市会だより納品先一覧

納 品 先
総合企画局市長公室広報担当
京都市指定の配送業者 1 (A)
京都市指定の配送業者 1 (B)
京都市指定の配送業者 2
京都市指定の配送業者 3
北区役所
上京区役所
左京区役所
左京区役所静市出張所
左京区役所花背出張所
左京区役所久多出張所
中京区役所
東山区役所
山科区役所
下京区役所
南区役所
右京区役所
右京区役所高雄出張所
右京区役所京北出張所
西京区役所
西京区役所洛西支所
伏見区役所
伏見区役所深草支所
伏見区役所醍醐支所

※ 各納品先への部数は、市民しんぶん（区版）の部数と同数